

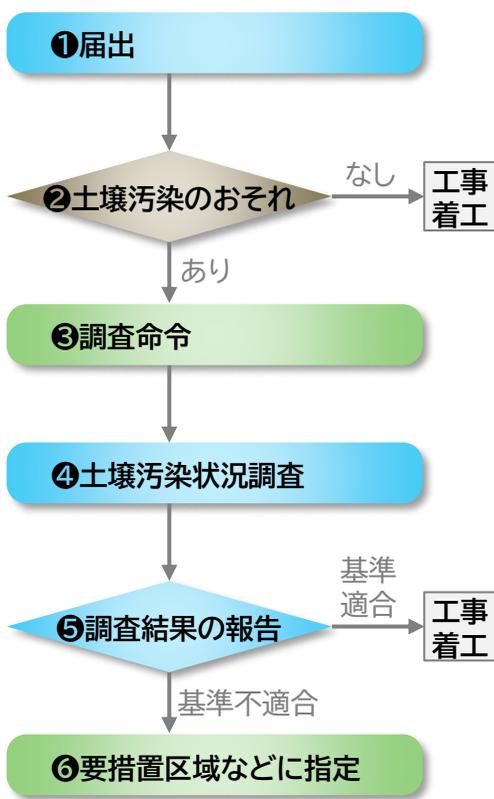
3,000㎡(又は900㎡)以上の土地の形質の変更を行う場合は、事前の届出が必要です

工事に係る土壌汚染対策法の届出をお忘れなく！

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第4条第1項の規定に基づき、一定の規模以上の土地の形質の変更(工事)を行う場合、着工の30日前までに都道府県知事等に届出が必要です。
届出をしないで、又は虚偽の届出をして、土地の形質の変更をした者は、同法第66条第2号の規定により、三月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処されます。



法第4条第1項の手続の流れ



①一定の規模以上の工事を行う場合は届出が必要(※注意 1~3参照)

- 3,000㎡以上の土地の形質の変更
- 有害物質使用特定施設が設置されている工場・事業場の敷地は900㎡以上

②汚染のおそれがあると認められる土地の基準

- 特定有害物質による汚染が明らかな土地
 - 特定有害物質が埋設、飛散、流出、地下浸透した土地
 - 特定有害物質を製造、使用、処理した事業用地特定有害物質を貯蔵、保管した事業用地上記と同様の汚染のおそれのある土地
- 例) 道路拡張工事区域に昔、クリーニング店があった。

③都道府県等の土壌汚染対策法を所管する部署が下記の情報等により判断

- 水質汚濁防止法、大気汚染防止法、下水道法、PRTR 制度等の届出書類
- ガソリンを貯蔵する地下タンクの設置記録
- 埋立用材由来の汚染が確認されている同じ埋立地の土地に隣接
- 自然由来の汚染が確認されている同じ地質の土地に隣接 等々

④環境大臣等の指定を受けた指定調査機関に委託して実施

- 地歴調査を行って、試料採取等を行う特定有害物質及び区画を選定
- 試料を採取して、濃度計量証明事業所にて分析

⑤基準への適合性の判定

- 適合工事着工適切な地歴調査が行われているかを確認
- 試料採取が適切に行われ、分析した結果が土壌汚染対策法で規定される基準に適合しているかを確認

⑥汚染が判明した場合

- 汚染の状況に応じ、調査対象地の舗装状況、周辺の飲用井戸の分布状況によって、要措置区域または形質変更時要届出区域に指定
- 場合によっては、工事費や工期、その後の土地利用等に大きく影響

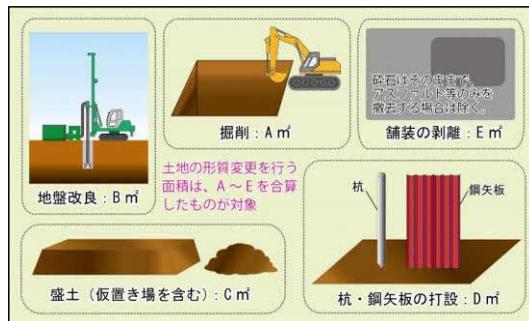
注意(1) 土地の形質の変更の対象

面積要件には掘削(木の抜根なども含む)、盛土(敷均しなども含む)、土壌の仮置き、舗装の撤去・敷設、地盤改良などの区域も加算します。また、50cm以上の掘削の判断には杭打ち、鋼矢板打設なども含まれます。

※盛土や仮置きは敷地外であっても面積要件の区域に加算されます。

※原地盤の形質が変更されるか否かで判断して下さい。

掘削の行為だけが対象ではないことにご注意下さい。

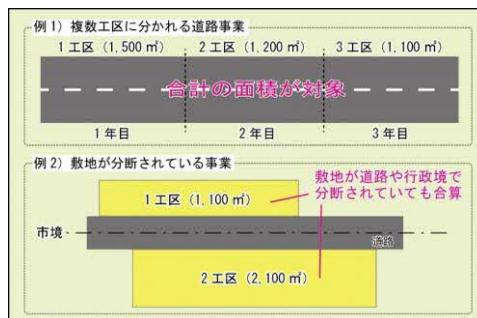


注意(2) 一体と見なすことができる工事は総面積でカウント

一体と見なすことができる工事は、工区(発注年度)が分かれていても、飛び地になっていても、基本的には、それらを統合した面積が届出の対象となります。同一の事業計画や目的の下で行われるものであり、個別行為の時間的近接性、実施主体等から総合的に判断されます。

<一体と見なすことができる工事の定義>

「同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断」(環水大土発第1903015号環境省水・大気環境局長通知 平成31年3月1日より抜粋)



注意(3) 対象外になる工事は3要件とも該当すること

届出対象外となる軽易な行為とは、3要件のいずれにも該当する必要があります。

- 土地の形質の変更を行う土地の区域外に土壌を搬出しない。
- 土地の形質の変更に伴い土壌の飛散または流出が生じない。
- 土地の形質の変更に係る部分の深さ(掘削深度)が全て50cm未満である。

なお、通常の農業、林業の作業路網の整備で区域外に土壌を搬出しない行為、非常災害のために必要な応急措置、鉱山関係の土地では届出は必要ありません。

未届事案を防止するための取組事例

- 開発行為に係る法手続のチェックリストの作成
- 国等のパンフレット等を用いた職員の勉強会の開催
- 予算編成にあたっての留意事項に係る資料の作成
- 建築確認申請前の手続リストへ土壌汚染対策法の届出を追加
- 部内で届出の対象となる工事の年間予定表を作成
- 開発行為に係る他の法手続を契機に職員間で注意喚起

開発行為に係る届出等が規定されている法令の例

都市計画法(第29条関係)	農地法(第4条、第5条関係)	騒音規制法(第14条関係)
建築基準法(第6条関係)	農業振興地域整備法(第15条関係)	振動規制法(第14条関係)
工場立地法(第6条関係)	宅地造成等規制法(第8条関係)	森林法(第10条、第34条関係)
土地改良法(第96条関係)	急傾斜地崩壊防止法(第7条関係)	文化財保護法(第93条関係)
道路法(第24条関係)	自然公園法(第20、21、33条関係)	地方自治体ごとの各種条例等

北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課水環境係

011-204-5193(水環境係直通) 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁12階

お問い合わせ
届出書提出先

●土壌汚染対策法の概要・関係様式等については下記または2次元コードへ
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/dojo_osen_taisaku.html

●札幌市、函館市及び旭川市内の土地に関しては、各市役所で土壌汚染対策法を所管しております。

出典:「土壌汚染対策法第4条第1項に関する届出の普及啓発チラシ」(環境省) <https://www.env.go.jp/content/900539607.pdf>
「土壌汚染対策法第4条第1項に関する届出の普及啓発チラシ」(環境省)を加工して作成

